

香港軍票補償請求訴訟控訴審判決

(東京高裁 2001年2月8日判決)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

成三一年
二月八日
決言渡
日
決原本領収
判所書記官

平成一一年(初)第三七四七号 香港軍票補償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成五年(初)第一五二八〇号)

判決

中華人民共和国香港

控訴人 吳

同国香港

控訴人 李

同国香港

控訴人 馬

同国香港

控訴人 梁

一頁

東京高等裁判所

同国香港

控訴人 曾

同国香港

控訴人 錢

同国香港

控訴人 王

同国香港

控訴人 陳

同国香港

控訴人 鄭

二頁

書記官送達
平成八年七月八日受領



乙第52号証
副本

控訴人

同国香港

控訴人

同国香港

控訴人

右控訴人ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

梁

鄧

鄧

内田

高木

五百蔵

石田

幣原

小川原

梁

鄧

鄧

内田雅敏

高木健一

五百蔵洋一

石田明義

幣原廣

小川原優之

東京高等裁判所

同

同

同

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被控訴人

右代表者法務大臣

右指定代理人

同

同

同

同

神田

平澤

仙谷

国

高村

田邊

藤谷

佐藤

小沢

関口

神田安積

平澤千鶴子

仙谷由人

高村正彦

田邊哲夫

藤谷俊之

佐藤武

小沢満寿男

関口正木

同 同 同 同 同 同

主 文

奥田直竹
大園明
日影聡
佐藤純一
鈴木秀幸
根原稔

一 本件控訴をいずれも棄却する。

二 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第一 当事者の求めた裁判

東京高等裁判所

一 控訴人ら

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、

- (一) 控訴人吳■■■に対し、四七〇〇万円を、
- (二) 同李■■■に対し、四四〇〇万円を、
- (三) 同馬■■■に対し、五六〇〇万円を、
- (四) 同梁■■■に対し、三〇〇〇万円を、
- (五) 同曾■■■に対し、一〇七四万円を、
- (六) 同錢■■■に対し、一〇三二万円を、
- (七) 同王■■■に対し、一〇六〇万円を、
- (八) 同陳■■■に対し、二二〇〇万円を、

- (九) 同鄭 ■ に対し、五六一六万六〇〇〇円を、
- (五) 同梁 ■ に対し、一三七五万八〇〇〇円を、
- (二) 同鄧 ■ に対し、三五六〇万円を、
- (三) 同鄧 ■ に対し、一二〇〇万円を
それぞれ支払え。

3 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

二 被控訴人

控訴棄却

第二 事案の概要

本件事案の概要は、次のとおりである。

第二次世界大戦中に、香港を占領した日本軍が、香港において通貨の一種で

七頁

東京高等裁判所

八頁

ある軍用手票（以下「軍票」という。）を発行し、右軍票と香港ドルとの交換を強制したなどとして、この軍票を所持する香港住民である控訴人ら一七名は、

1 陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（以下「ハーグ陸戦条約」という。）三条

（「前記規則（ハーグ陸戦規則）ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス。交戦当事者ハ、其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ。」）は、ハーグ陸戦規則違反の行為により損害を被った被害者個人が加害国に対して直接損害賠償を請求することを認めた規定と解されるところ、太平洋戦争中、日本軍が控訴人らあるいはその親族に軍票への交換を強制したことは、ハーグ陸戦規則四六条二項に違反するとして、ハーグ陸戦条約三条に基づき、

2 控訴人らが所持する軍票の裏面には、「此票一到即換正面所開日本通貨」

(この軍票を所持する者に対していつでも等価で日本通貨に換金する)との記載があり、被控訴人は、右記載に従い、軍票の換金要求に応ずる義務があるところ、被控訴人が、控訴人らの所持している軍票と日本円との交換に応じないのは債務不履行に当たるとして、債務不履行に基づく損害賠償請求権に基づき、

3 被控訴人は、連合国最高司令官の「法貨ニ関スル覚書」(以下「本件覚書」という。)及びこれを受けた昭和二〇年九月六日の大蔵省声明(以下「大蔵省声明」という。)により無効、無価値とされた軍票を所持している控訴人らに対し、正当な補償をすべき義務があるとして、憲法二九条三項に基づき、

4 被控訴人は、控訴人らが所持する軍票を換金すべき義務があるのに、これ

九頁

東京高等裁判所

を放置している等の不法行為があるとして、民法七〇九条あるいは国家賠償法一条一項に基づき、

被控訴人に対し、それぞれが所持する軍票の額面額の二〇〇倍の金員及び一〇〇〇万円の慰謝料の支払を求めた。

原審裁判所は、控訴人ら一七名の請求はいずれも理由がないとしてこれを棄却する判決をしたため、この判決を不服として、右一七名のうち控訴人ら一二名が控訴し、その余の五名(以下「訴外人ら」という。)は控訴していない。

一 前提事実

本件の前提事実は、原判決書五頁一行目から同一九頁六行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

二 争点

本件の主要な争点は、次のとおりである。

- 1 控訴人らは、軍票の強制交換等を理由として、ハーグ陸戦条約三条に基づき、被控訴人に対し、損害賠償の請求をすることができるか（争点1）。
- 2 控訴人らは、被控訴人が控訴人らの所持する軍票を日本円に換金しないことを理由として、被控訴人に対し、債務不履行に基づく損害賠償の請求をすることができるか（争点2）。
- 3 本件覚書及び大蔵省声明による軍票の無効ないしは無価値化が有効とされる場合、控訴人らは被控訴人に対し、憲法二九条三項に基づき正当な補償を請求することができるか（争点3）。
- 4 控訴人らは、民法七〇九条あるいは国家賠償法一条一項に基づき、被控訴人に対し、損害賠償の請求をすることができるか（争点4）。

一一頁

東京高等裁判所

一二頁

- 5 控訴人らの被った損害の額はいくらか（争点5）。

三 双方の主張

右争点に関する双方の主張は、当審における主張を次のとおり付加するほかは、原判決書別紙二（控訴人らの主張）、同三（被控訴人の主張）記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、訴外人ら関係部分を除く。）。

（控訴人ら）

- 1 ハーグ陸戦条約三条に基づく損害賠償請求について

(一) ハーグ陸戦条約三条がハーグ陸戦規則に違反する行為によって生じた損害の賠償責任を定め、ハーグ陸戦規則に個人の法益を直接保護する規定を多数置いていること（三条、六条、七条、一〇条、一六条、一七条、一八条、一九条、二〇条、二一条、三〇条、三一条、四四條、四五條、四七條、

四八条、五一条、五二条、五三条、五四条）からすれば、ハーグ陸戦条約は、個人の法益を保護しようとする趣旨のものであることが明らかであり、しかも、同条約三条が、個人の私権を侵害した交戦当事者に損害賠償義務を課すことにしていることからすれば、それが侵害行為を抑止しようとする目的に出たものであることが明らかである。このようなハーグ陸戦条約の趣旨及び目的からすれば、そこに定められた損害賠償義務は、私権を侵害された個人に対するものであると考えるのが自然である。

(二) フランス民法の規定、我が国の民法七〇九条や国家賠償法一条一項の規定は、賠償請求の主体が明記されていないにもかかわらず、その主体は被害者個人であると解釈されている。ハーグ陸戦条約三条も、賠償の相手方が被害者個人であることが明らかなのであるから、これらの規定と同様に、

東京高等裁判所

その主体は被害者個人であると解すべきである。被控訴人は、国際法上個人一四頁の権利を実現する手続までが規定されていなければ権利性は認められない旨主張するが、今日このような見解は、理由がないとして排斥される。

さらに、個人は、陸戦における私権尊重（四六条）などを規定したハーグ陸戦規則で確認されているように、一九世紀末にはすでに国際人道法上の保護を受けるべき主体性を獲得していた。また、個人は、同じく害敵手段における禁止事項（二三条）などを規定したハーグ陸戦規則で確認されているように、戦時国際法によってその行為が直接規制されていた。このように、ハーグ陸戦規則の規定や国際人道法による規制は、決して国家のみを義務の対象としたものではなく、個人をも義務の対象としたものであ

り、このことは、それに違反した個人を訴追・処罰したニュルンベルグ裁判や東京裁判において、すでに確立した国際法として確認されている。

(三) ハーグ陸戦条約等の国際人道法規則に違反した行為により被害を受けた個人が当該行為を行った軍構成員の国籍国に対し損害賠償を請求できるとする法理は、数多くの国家実行において採用され、実施されている。このような例として、原審において主張した事例のほかに、クウェート紛争に関する国連安全保障理事会決議六八七により決定された国連補償委員会の創設、日露戦争中の日本帝国陸軍の採った政策、ギリシャ国内裁判所の判決を挙げることができる。

(四) ハーグ陸戦条約の起草過程において、各国代表が被害者個人に加害国に対する損害賠償請求権を付与することを意図していたことは、その審議過

東京高等裁判所

程に照らして明らかである。

2 被控訴人の債務不履行責任について

被控訴人が債務不履行責任を負うことは、以下の点からも明らかである。すなわち、軍票は、日本軍発行の手形、小切手に類似した性質を有するものと解されるどころ、控訴人らあるいはその親族は、日本軍の強制により香港ドルと軍票とをそれぞれ二対一ないし四対一の割合で交換することを強制され、これにより日本国は、当時香港ドルの価値の二倍ないし四倍の利得を得たものである。そして、日本国は、その後大蔵省声明により軍票の交換を拒否するといういわば不渡り宣言をしたものであるから、被控訴人は、控訴人らに対し、不当利得として、あるいは衡平の原則ないし信義則に基づき、右利得を返還すべき義務がある。

3 被控訴人の不法行為責任について

日本国憲法一七条は国家無答責の法理を否定する規定であり、その結果、従前国家が享受していた公権力の主体としての特権的地位は否定され、私人と同一の責任を負うに至ったものというべきである。したがって、国家賠償法附則六項の「従前の例」とは、民法の適用を意味するものと解すべきである。

また、ハーグ陸戦条約三条が国内法的効力を有する結果、仮に同条が直ちに控訴人らが裁判上損害賠償を請求する根拠法規とならないとしても、同条は民法の解釈理念としての効力を有しており、同条の対象となる行為については国家無答責の法理が排除され、民法の不法行為法が適用されるというべきである。

東京高等裁判所

(被控訴人)

控訴人らの右主張はいずれも争う。

第三 当裁判所の判断

一 争点1(ハーグ陸戦条約三条に基づく損害賠償請求権の存否)について
当裁判所も、ハーグ陸戦条約三条は、交戦当事国である国家が自国の軍隊の構成員によるハーグ陸戦規則違反の行為につき、相手国に対し損害賠償責任を負うという加害国と被害国間の権利義務関係について定めたものであって、被害国の被害者個人の加害国に対する損害賠償請求権を創設したのではなく、したがって、控訴人らに、ハーグ陸戦条約三条ないしこれと同趣旨の国際慣習法に基づく損害賠償請求権があることはできないものと判断する。その理由は、原判決書二四頁三行目から同六九頁六行目までに説示するところと同

旨であるから、これを引用する。なお、控訴人らの当審における主張にかんがみ、当裁判所の判断を以下のとおり付加しておくこととする。

1 ハーグ陸戦条約三条の解釈について

(一) 趣旨及び目的

控訴人らは、ハーグ陸戦条約三条（「前記規則ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス。交戦当事者ハ、其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ。」）に規定する「損害」とは、「前記規則ノ条項ニ違反」する行為によって生じるものであり、また、「前記規則」とは、ハーグ陸戦規則を指すところ、右規則には個人の法益を直接保護する規定が多数存在するから、ハーグ陸戦条約が、個人の法益を保護する趣旨のものであり、その文言からも、個人の

東京高等裁判所

私権を保護法益とし、その私権を侵害した交戦当事者に損害賠償義務を課すことによつて侵害行為を抑止することを目的としたものであることは明らかである旨主張する。

しかし、国際法は、本来国家と国家との関係を規律する法であるから、国際法上法主体性が認められるのは原則として国家であつて、個人ではないのであり、個人に国際法上の権利が認められるためには、当該条約において、個人が当事者として自らその権利を行使することができる適格のあることが特別に認められており、かつ、これを実現するための手続が国際法上定められていることが必要であるというべきである。しかるに、ハーグ陸戦条約及びハーグ陸戦規則にはこのような個人が当事者として権利を行使することができる旨の規定及びこれを実現するための手続の規定が置

かれていないことは前記説示のとおりである。したがって、ハーグ陸戦条約が、個人の私権を保護法益とし、その私権を侵害した交戦当事者に損害賠償義務を課すことによつて侵害行為を抑止することを目的とした条約であると解することはできない。控訴人らが主張するハーグ陸戦規則の諸規定は、国家と他の国家との国際法上の権利義務として個人の権利に関する規定を遵守すべきことを謳つたにとどまるものというべきである。控訴人らの右主張は採用することができない。

(二) 文脈―賠償の相手方

控訴人らは、ハーグ陸戦条約三条は賠償すべき相手方について記載していないものの、支払の相手方が住民等であることは明白であるから、同条に賠償の相手方に関する規定がないからといって、賠償の相手方に関し規

二二頁

東京高等裁判所

定していないとすることはできない旨主張する。

二三頁

しかし、ハーグ陸戦条約に個人が国家に対して損害賠償請求権を行使できる旨の規定や文言が一切置かれていないことに加え、ハーグ陸戦条約がその一条において、「締約国ハ、其ノ陸軍軍隊ニ対シ、本条約ニ附属スル陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則ニ適合スル訓令ヲ発スヘシ」と規定して、締約国が訓令を発することによつて条約の目的を実現しようとしていること等に照らせば、ハーグ陸戦条約三条は、その文理自体からも国家間の国家責任を定めたものであつて、個人の損害賠償請求権を定めたものではないと解さざるを得ない。

なお、控訴人らは、フランス民法の規定、我が国の民法七〇九条や国家賠償法一条一項の規定には、賠償請求の主体が明記されていないにもかか

ならず、その主体は被害者個人であると解されているとして、ハーグ陸戦条約三条も、これと同様に解すべきである旨主張する。しかし、フランス民法及び我が国の民法の不法行為の規定は、私人間の法律関係を規定するものであり、国家賠償法は国家又は公共団体と私人との間の法律関係を規定するものであるから、賠償請求権の主体が明記されていないとしても、それが損害を被った私人であることは当然のことである。これに対して、前示のとおり、条約は国家間の合意であり、国家と国家の権利義務を定めるものであるから、賠償請求の主体は原則として国家であり、個人が賠償請求の主体となるためには、その旨の明示の規定が置かれているのでなければならぬといふべきである。しかるに、ハーグ陸戦条約にはその旨の規定が置かれていないのであるから、賠償主体は国家と解するほかはない

東京高等裁判所

二四頁
といわなければならない。控訴人らの右主張はいずれも採用することができない。

(三) 文脈—手続規定

控訴人らは、広瀬善男の意見書（甲八四、八五。以下「広瀬意見書」という。）が、「国際法上の権利義務は国際的な実現手段と国内的な実現手段の二つの段階で発現できるものであり、国際的な実現手段を持たないからといって、権利義務の存在が否定されるものではない。」旨述べている点を引用して、たとえハーグ陸戦条約に請求手続が規定されていないとしても、国内裁判所における請求や、後に条約などで成立し得る国際的手続によって実現し得るのであるから、その実体的権利まで否定されるものではない旨主張する。

しかし、広瀬意見書（甲八四）も、一個人に自己がもつ国際法上の権利（義務）を主張し（追及されて）国内裁判所での訴権（応訴義務）を認めうるとするためには、前提として援用される個人の権利（義務）が、条約規定上で具体的に指定され、或いは慣習法的に定立されていることが必要である」（広瀬意見書一三頁）と述べているのであって、個人に国際法上の権利が付与されているといえるためには、権利実現の手続ないしは権利侵害の場合の救済手続が国際法上定められていることが必要不可欠なのである。しかるに、ハーグ陸戦条約及びハーグ陸戦規則は、個人が国家に対して損害賠償を請求することを前提とした手続規定を置いていないのであるから、これは、同条約が個人に対する権利を付与しているものではないことを示すものといわなければならない。控訴人らの右主張は採用すること

二五頁

東京高等裁判所

二六頁

とができない。

2 事後の実行例について

控訴人らは、当審において、事後の実行例として三つの事例を主張するので、以下順次検討する。

(一) クウェート紛争に関する国連安全保障理事会決議六八七により決定された国連補償委員会の創設について

控訴人らは、被害者個人の加害国に対する補償請求権は、国連安全保障理事会決議六八七（一九九一年四月三日）により決定された国連補償委員会の創設により裏付けられる旨主張する。

しかし、控訴人らが引用する右決議の内容によっても、「国連補償委員会への請求を付託できるのは、政府と国際組織である」というのであるか

ら、この決議をもって、被害者個人のイラクに対する直接の補償請求権ないし損害賠償請求権を認めた趣旨であると解することはできない。控訴人らの右主張は採用することができない。

(二) 日露戦争中の日本帝国陸軍の採った政策について

控訴人らは、日露戦争遂行中の日本帝国陸軍の採った政策として、交戦地において軍隊に属する兵士が戦闘の必要以外において故意・過失によって人民の身体又は財産に対して損害を被らせた際には、直接被害民に対して賠償金を支払った事例が紹介されているとして、これは個人に対する賠償の実行例として評価できる旨主張する。

しかし、控訴人らの主張する右事例が仮に真実存在したとしても、それが控訴人らの主張する国家実行であるというためには、被害者個人が我が

東京高等裁判所

国に対し、国際法ないしは国際慣習法等の法的根拠をもって損害賠償請求をし、これに対し日本軍が個人に対する国際法上の賠償義務を認めて賠償したという事実関係が存在するものでなければならぬ。しかるに、右の事例がそのような場合であるかは不明であり、本件においてこれを認めるに足りる証拠もないから、この事例をもって、控訴人らの主張するような国家実行であると断定することはできない。控訴人らの右主張は採用することができない。

(三) ギリシャ国内裁判所の実行例について

控訴人らは、ギリシャ国ヴォイオティア県とその他請求者がドイツ軍の残虐行為についてドイツ国を相手に損害賠償を求めた事案につき、ギリシヤ国のレイヴァディア地方裁判所がハーグ陸戦条約三条に基づき損害賠償

を認めた判決例が存在する旨主張する。

しかし、右判決については、広瀬意見書（甲八四）に紹介されているにとどまり、判決そのものが証拠として提出されているわけではないし、また、これが確定したものでいかうかも明らかではない。さらに、控訴人らの主張によれば、右判決は、被告であるドイツ国が欠席したまま言い渡されたものであるというのであるから、この判決例をもって、ハーグ陸戦条約三条の解釈についての国家実行情と解するのが妥当であるということとはできず、控訴人らの右主張も採用することができない。

3 起草過程の解釈について

控訴人らは、議事録に現れているハーグ陸戦条約三条についての起草過程によれば、被害者個人に加害国に対する直接の損害賠償請求権を付与するこ

東京高等裁判所

とを意図していたことが明らかである旨主張する。

しかし、島田征夫の意見書（乙二一）によれば、世界で最もよく読まれている国際法のテキストの一つであるオッペンハイムの「国際法」を見る限り、一九二八年までは個人は国際法の客体にすぎないとされていたこと、個人が国際法上の主体として初めて登場するのは第一次世界大戦後の混合仲裁裁判所及び一九二八年三月三日の常設国際司法裁判所の勧告意見においてであり、ハーグ陸戦条約が締結された一九〇七年当時、個人が国際法上法主体性を持つということは考えられていなかったことがそれぞれ認められる。このことからしても、ハーグ陸戦条約の起草過程において、会議参加者が、被害者個人に加害国に対する直接の損害賠償請求権を付与することを前提に議論していたとは認め難く、このことと、前示のような起草過程における各国の議論

の内容等を併せ勘案すれば、参加者の議論は、被害者個人に対してであれ、本国に対してであれ、ともかく規則違反の国に賠償責任を負わせることに主眼があつたものであつて、その具体的な方法、すなわち賠償金を被害者と本国のいずれに支払わせるかについては、格別関心がなかつたものと認められる。したがつて、ハーグ陸戦条約の起草過程を検討しても、同条約三条が個人の損害賠償請求権を認める趣旨で規定されたものと解することはできない。控訴人らの右主張は採用することができない。

二 争点2（債務不履行による損害賠償請求権の成否）について

当裁判所も、控訴人らの所持する軍票は、本件覚書を受けた大蔵省声明により、一切が無効かつ無価値になつたものであり、したがつて、軍票の裏面にある日本通貨に交換する旨の記載も無効となつたものと認められるから、右軍票

東京高等裁判所

につき被控訴人がこれを日本円と交換する債務を負つてゐることを前提とする。控訴人らの債務不履行に基づく損害賠償請求は理由がないものと判断する。その理由は、原判決書六九頁八行目から八五頁末行までに記載するところと同旨であるから、これを引用する。なお、控訴人らの当審における主張にかんがみ、当裁判所の判断を以下のとおり付加しておくこととする。

控訴人らは、軍票は、軍発行の手形、小切手に類似した性質を有するものであると解されるところ、控訴人らあるいはその親族は、日本軍の強制により、香港ドルと軍票をそれぞれ二対一ないし四対一の割合で交換することを強制され、他方、日本国は、これにより当時香港ドルの価値の二倍ないし四倍の利得を得たものであるから、その後大蔵省声明により、軍票の交換を拒否するといふいわば不渡り宣言をした被控訴人は、控訴人らに対し、不当利得として、あ

るいは、衡平の原則ないし信義則に基づき、右利得を返還すべき義務を負う旨主張する。

しかし、軍票は戦地又は占領地で使用される紙幣であり、通貨の一種と考えられるものであるから、これに手形、小切手に認められる利得返還請求権なるものを認める余地はない。また、戦時発行された軍票は、本件覚書及び大蔵省声明により適法に無効かつ無価値とされたものであるから、これにより被控訴人が法律上の原因によることなく利得したものであることはできない。したがって、被控訴人に不当利得返還義務ないしは信義、衡平の原則に基づく利得返還義務があるものということはできず、控訴人らの右主張は採用することができない。

三 争点3（憲法二九条三項の適用の有無）について

三三頁

東京高等裁判所

三四頁

控訴人らは、本件覚書及び大蔵省声明による軍票の無効、無価値化が有効である場合、被控訴人は、憲法二九条三項により、その損失を補償する義務を負う旨主張する。

しかし、日本国憲法一〇〇条一項は、「この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。」と規定しているから、遡及効があるものではない。本件覚書及び大蔵省声明が発せられたのは昭和二〇年（一九四五年）九月であり、未だ日本国憲法は施行されていなかったから、本件覚書及び大蔵省声明による軍票無効化について憲法二九条三項が適用される余地はなく、控訴人らの右主張は採用することができない。

四 争点4（不法行為責任の有無）について

当裁判所も、日本軍が香港において香港ドルと軍票の交換を行った行為は国

の権力的作用に属する行為であり、その行為自体の違法を理由とする不法行為責任を問うことはできず、控訴人らのその余の不法行為責任に関する主張については、被控訴人にその主張するような精算義務自体の存在を認めることはできないから、控訴人らの民法七〇九条あるいは国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求は理由がないものと判断する。その理由は、原判決書八七頁二行目から同九四頁二行目までに記載するところと同旨であるから、これを引用する。なお、控訴人らの当審における主張にかんがみ、当裁判所の判断を以下のとおり付加しておくこととする。

控訴人らは、日本国憲法一七条は国家無答責の法理を否定する規定であり、その結果、従前国家が享受していた公権力の主体としての特権的地位は否定され、私人と同一の責任を負うに至ったものというべきであり、国家賠償法附則

三五頁

東京高等裁判所

六項の「従前の例」とは、民法の適用を指すと解すべきである旨主張する。三六頁

しかし、日本国憲法に遡及効がないことは前示のとおりであるから、仮に日本国憲法一七条が国家無答責の法理を否定する規定であったとしても、明治憲法下での公権力の行使について、遡ってこの規定が適用されるわけではない。したがって、このことから、国家賠償法附則六項の「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。」との規定が、国の公権力の行使に民法の適用があることを指すものと解することはできない。

また、控訴人らは、仮にハーグ陸戦条約三条が裁判上損害賠償請求権を行使する根拠法規とならないとしても、同条が国内法的効力を有する結果、同条は民法の解釈理念としての効力を有し、同条の対象となる行為については、国家無答責の法理が排除され、民法の不法行為法が適用される旨主張する。

しかし、前示のとおり、ハーグ陸戦条約三条は個人の損害賠償請求権を認め
たものとは解されないものであるから、それが国内法的効力を有し、民法の解釈
理念としての効力を有することになるものとはいえない。
控訴人らの右主張はいずれも採用することができない。

五 結論

よつて、その余の点については判断するまでもなく、控訴人らの本訴請求は
いずれも理由がなく、これを棄却した原判決は相当であつて、本件控訴はいず
れも理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき民法六
七条、六五条、六一条を適用して、主文のとおり判決する。

(口頭弁論終結日・平成十二年一月二日)

東京高等裁判所第一四民事部

東京高等裁判所

裁判長裁判官

小川 英 明

裁判官

近 藤 壽 邦

裁判官

川 口 代 志 子

右は正本である。

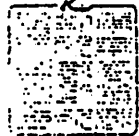
平成一三年二月八日

東京高等裁判所第一四民事部

裁判所書記官

松田隆

之



東京裁判所
一三号